

## 令和3年度 Society5.0 加速化補助金(概要)

### 1. 事業の目的

県民の豊かで質の高い生活及び産業振興、地域活性化が図られる、Society5.0 の 実現を目指すため、ICT 等を活用して、県内の各地域に顕在化する課題の解決に向けた取組を支援することを目的とする。

### 2. 補助対象事業の要件等

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ICT 等を活用して、県内の各地域に顕在化する課題を解決するシステム、サービス等の開発に向けた実証実験とする。ただし、補助事業実施後に県内での実装が見込まれるものに限る。

### 3. 補助対象者

県内市町、事業者

### 4. 補助率及び補助額

補助率	補助額
1 / 2 以内	5 0 0 万円以内

※予算の範囲内での支援となることから、申請状況等によって補助率が変動する場合があります。

### 5. 対象経費

区分	内容
設備備品費	補助事業の実施に直接必要な備品・機械装置、ソフトウェア等の購入に要する経費。ただし、一般用途のパソコンや車両等、汎用性の高いものにかかる経費及び既に導入しているソフトウェアの更新料は対象外
消耗品費	補助事業の実施に直接必要な消耗品等の購入に要する経費
旅費	補助事業の業務に従事する者が補助事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費等）。ただし、市町の職員の旅費を除く。
外注費	補助事業の業務に直接必要なシステム構築等の外注にかかる経費（業務請負費等含む。）
印刷製本費	補助事業の実施に直接必要な資料、周知用チラシ等の印刷、製本に要した経費
謝金	補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する協議会等（ワーキング・グループも含む）の開催や運営に要した委員等への謝金、または個人による役務の提供等への謝金
その他経費	上記の他、補助事業遂行のために特に必要と認められる経費

※公租公課（消費税及び地方消費税を含む）は補助対象外